

上越市消防団の各方面隊が演習



上越消防団頸城方面隊の消防連合演習が8日行われました。早朝6時に集合して放水訓練を行い、8時からは部隊訓練や機械器具・車両点検、ポンプ操作などの訓練などが行われました。

この演習で、上野議員は来賓の挨拶に立ちました。同議

員は、5月17日から19日までの3日間、3・11被災地である岩手県釜石市や大槌町にボランティア活動に行ったことなどの経験から、「災害は防ぐことはできないけれど、最小限に食い止めることはできるし、それが私たちと前線で活動する消防団の皆さんの大きな仕事。安全安心な暮らしができるために力を合わせましょう」「釜石市の市役所を訪れ復興計画を学んできたが、その際、公務員・準公務員で一番犠牲になったのは消防団員だと聞いた。消防団の人は、一人でも多くの住民を助けようと、津波と火災地獄の中で最後まで活動をして犠牲になった。崇高な使命感に心打たれるが、団員の皆さん

自身の命を守り家族を守ることも大事。見極めは大変だが、ご自分の命を第一に考えて任務を果たしてほしい」と述べました。

15日は上越市消防団吉川方面隊の演習でした。こちらには、橋爪議員が来賓として参加しました。

早朝の駆けつけ放水訓練(写真)にはじまり、機械器具の点検、ポンプ操作の訓練などが行われました。講師に立った上越市消防団の笹原副団長は、「きびきびした良い訓練だった」と評価しました。

橋爪議員は、「毎年参加しているが、団員はよく頑張っている。市長点検でのポンプ操作に期待している」と述べました。

上野議員は頸城方面隊、橋爪議員は吉川方面隊の演習に参加

「立憲主義の立場からも許されない」と主張 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認

「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出に関する請願」が市議会に提出され、12日の総務常任委員会で審査が行われました。

同請願は、「立憲主義を守る市民有志の会」(代表：馬場秀幸弁護士)から提出されたもので、政府並びに関係機関に対して、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書を提出することを求めたものです。

趣旨説明した馬場弁護士は、「いても立ってもいられない思いで来た。集団的自衛権というのは簡単に言えば、他国のやる戦争に参加する“権利”だ。日本国憲法では、第9条で戦争放棄・戦力不保持を規定しており、日本の歴代政権も、同9条の趣旨から、日本の武力行使については、他国からの急迫不正の侵害に対する必要最小限度の防衛行為のみしか認められないとして、集団的自衛権の行使ができないものとしてきた。集団的自衛権の行使が憲法9条の規定に反するものであることは明白だ。安倍内閣はこともあろうに、この集団的自衛権の行使を容認するために憲法9条の解釈変更を閣議決定することを企図している。これは憲法を破壊するクーデターだ。仮に、どうしても変えたいというのであれば、憲法改正手続きに従って行うという王道を進むべきだ」と述べました。

請願者に対する質疑で、日本共産党議員団の上野委員は、「請願者が特に訴えたい請願内容、項目は何か」と質問しました。馬場弁護士は、「私個人としては、集団的自衛権にも閣議決定による憲法の解釈変更にも反対だが、提出した請願は、立憲主義の立場から、時の内閣の解釈で勝手に憲法内容を変更することへの反対に力点を置いてい



る」と答えました。

委員会での意見表明では、賛否両論が出ました。賛成の委員からは、「国会で議論されている中で、意見書提出は時期的にも重要だ。大賛成だ」「願意はよく理解できる。時の政権の解釈で国の根幹にかかわる事を決めるのはおかしい。憲法を否定することにつながりかねない」「歴代の自民党の重鎮と言われる多くの幹事長経験者の発言でも解釈改憲の不当性は明らかだ。世論調査でも解釈による改憲反対は多数になっている」という声が出ましたが、賛成は3委員にとどまりました。

反対した委員は、「請願の内容は理解できるが反対だ。いまの世界情勢を考えると、解釈改憲で必要最小限のことをしなければならない」「請願書の趣旨では集団的自衛権反対と解釈改憲は立憲主義に反することが並列的に扱われている。これでは賛成できない」と述べました。

反対した委員の多くは、請願趣旨説明などに一定の評価をしたにもかかわらず、十分説明されたものを反対理由に持ち出すなど、非常に理解しにくい理由で反対しました。

日本共産党上越市議員団ニュース

No.415 2014年6月22日

連絡先

橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田)



ホタルブクロ